別紙

特定被災医療機関等の要件

次の要件を満たす場合

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関等

②令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた次のいずれにも該当する医療機関等

ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる医療機関等

イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した医療機関等

③次のいずれかに該当する医療機関等

ア 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあっては令和２年１月２８日とする。）以降、医業収益（医療関係者養成所施設にあっては授業料収入）が２０％以上減少している復興途上にある医療機関等

イ 令和八年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている医療機関等

④交付申請時において、令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている医療機関等

⑤令和八年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする医療機関等

⑥都道府県の医療計画に位置づけられている医療機関（医療関係者養成所施設の場合を除く。）

⑦政策医療など地域に不可欠な医療を提供する、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する保険医療機関（医療関係者養成所施設の場合を除く。）

⑧過去５年間の平均の県内での就職率が８割以上であり、かつ、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する医療関係者養成所施設（医療機関の場合を除く。）